

令和4年6月

当基金加入の事業主 様
当基金の加入者 様

i D e C o の掛金限度額の算定方法が変更されます
(当基金の掛金相当額(他制度掛金相当額)について)

令和6年12月から i D e C o (イデコ:個人型確定拠出年金)の掛金の限度額の算定方法が変更となります。現在は一律である限度額が、加入している企業型のDC(確定拠出年金)やDB(確定給付企業年金:当基金はDBです)の掛金相当額によって変わる算定方法となります。

当基金の加入者様の i D e C o の加入や i D e C o の掛金額を検討する際に当基金の掛金相当額(他制度掛金相当額)が影響してまいりますので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、掛金相当額は個人別ではなく加入者の皆さま一律の額となります。

また、「DBのみ加入されている加入者様用」と「当基金および企業型DCに加入されている加入者様用」の参考資料を作成いたしましたので、いずれかをご選択のうえご利用ください。

記

当基金の掛金相当額(他制度掛金相当額) (加入者の皆さま一律)	6,000円
------------------------------------	--------

【ご参考】

i D e C o から見てその他の企業年金制度(確定給付企業年金・DB)の掛金月額を「他制度掛金相当額」と言います。

今回、加入者の皆さまへご案内いただく金額はこの金額で、当基金の他制度掛金相当額は上記の額となります。

DB（確定給付企業年金）のみ加入されている加入者様用
（企業年金制度は当基金のみ加入されている加入者様など）

西日本電気工事企業年金基金の加入者さまへ

【2024年12月からiDeCo（個人型確定拠出年金）の掛金の上限が変わります】

iDeCoの掛金限度額	2024年11月まで	2024年12月から
	月額12,000円	月額 55,000円 － DB等の他制度掛金相当額 (上限: 20,000円)

(掛金の下限5,000円は変わりません)

【iDeCoの掛金額に与える影響】

他制度掛金相当額	影響
43,000円未満	現在の掛金限度額である「12,000円」から増加します
43,000円超	現在の掛金限度額である「12,000円」から減少します (iDeCoに加入(拠出)できなくなる場合があります)

(掛金の下限5,000円は変わりません)

※ iDeCoから見てその他の企業年金制度（確定給付企業年金・DB）の掛金月額を「他制度掛金相当額」と言います。

当基金（西日本電気工事企業年金基金）の掛金相当額(他制度掛金相当額)は「6,000円」です

【あなたのiDeCoの掛金限度額（月額）をご確認ください】

$$55,000\text{円} - \begin{array}{|c|} \hline \text{他制度掛金相当額} \\ \hline \text{円} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{iDeCoの掛金限度額} \\ \hline \text{円} \\ \hline \end{array}$$

(月額・上限 20,000円)

「他制度掛金相当額」の欄

- ・DBの加入は当基金のみの場合 ⇒ 「6,000円」
- ・当基金の他にもDBに加入している場合 ⇒ 当基金の掛金相当額「6,000円」 + 他のDBの他制度掛金相当額を合計した額

iDeCo：イデコ（個人型確定拠出年金）とは

個人の負担で加入する確定拠出年金です。積立中は掛金が全額所得控除となり、年末調整で毎年の所得税と住民税が軽減されます。加入申し込みは、銀行や証券会社などの金融機関でおこないます。自ら選んだ金融商品で自己責任で運用します。

将来受け取る年金額は、積み立てた掛金とその運用成績によって変わってきます。

DB（確定給付企業年金）とは

企業が掛金を拠出し運用会社に委託し資産運用を行い、将来必要となる年金原資（積立金）を準備する制度です。将来受け取る年金額は確定していますが、掛金額は変動する可能性があります。

また、確定給付企業年金には基金型と規約型があります。基金型は企業とは独立した法人（企業年金基金）を設立し、掛金の管理・運用・給付を行います。規約型は事業主と信託会社・生命保険会社等が契約を結び、母体企業の外で掛金の管理・運用・給付を行います。

当基金（西日本電気工事企業年金基金）は基金型のDB（確定給付企業年金）です。

西日本電気工事企業年金基金の加入者さまへ

【2022年10月から】

▷ iDeCoの掛金の上限の算定方法が変わります

iDeCoの掛金上限額	現在	2022年10月～ 2024年11月
	上限(月額) 12,000円	月額27,500円 － 企業型 DC の 事業主掛金額 (上限：12,000円)

(掛金の下限は5,000円です)

▷ ご本人が選択することが可能になります

以下のいずれか1つを選択できます
(2つ以上の選択はできません)

- 企業型 DC のマッチング拠出(加入者も掛金を拠出をする(規約に定めがある場合に限る))
- iDeCoを利用する
- マッチング拠出もiDeCoも利用しない

▷ あなたのiDeCoの掛金限度額(月額)をご確認ください

27,500円	－	企業型 DC 事業主掛金額	円
		iDeCoの掛金上限額	円
		(上限：12,000円)	

※現在、iDeCoの掛金を年1回拠出などとしている場合、2022年10月から毎月拠出にご自身で変更していただく必要がございます。

【2024年12月から】

▷ iDeCoの掛金の上限が変わります

2024年12月～	
月額55,000円	
－ DB等の他制度掛金相当額	－ 企業型 DC の事業主掛金額
(上限：20,000円)	

(掛金の下限は5,000円です)

▷ 変更に伴う影響は下表のとおりです

他制度掛金相当額 ＋ 企業型 DC 事業主掛金額	影 響
43,000円未満	従前の掛金限度額から増加します
43,000円超	従前の掛金限度額から減少します (iDeCoに加入(拠出)できなくなる場合があります)

▷ あなたのiDeCoの掛金限度額(月額)をご確認ください

55,000円	－	他制度掛金相当額	円
		企業型 DC 事業主掛金額	円
		iDeCoの掛金上限額	円
		(上限：20,000円)	

※計算結果が20,000円を超えた場合は、上限の20,000円となり、5,000円未満の場合は、iDeCoに加入(拠出)はできません。

「他制度掛金相当額」欄

iDeCoから見てその他の企業年金制度(確定給付企業年金・DB)の掛金相当額を「他制度掛金相当額」と言います。他制度掛金相当額は少なくとも5年に一度の再計算などで見直されます。

当基金の掛金相当額(他制度掛金相当額)は、6,000円です。
(複数のDBに加入している場合は、それぞれの他制度掛金相当額を合計してください)

iDeCo：イデコ(個人型確定拠出年金)とは

個人の負担で加入する確定拠出年金です。積立中は掛金が全額所得控除となり、年末調整で毎年の所得税と住民税が軽減されます。加入申し込みは、銀行や証券会社などの金融機関でおこないます。自ら選んだ金融商品で自己責任で運用します。将来受け取る年金額は、積み立てた掛金とその運用成績によって変わってきます。

企業型 DC (企業型確定拠出年金)とは

企業が運用会社と契約し掛金を毎月積み立て、従業員(加入者)が自ら選んだ金融商品で自己責任で運用します。掛金額は確定していますが、将来受け取る年金額は積み立てた掛金とその運用成績によって変わってきます。また、規約に定めれば、加入者も掛金を拠出(マッチング拠出と言います)することができ、その場合の加入者掛金は全額所得控除となり年末調整で所得税と住民税が軽減されます。

DB(確定給付企業年金)とは

企業が掛金を拠出し、運用会社に委託し資産運用を行い、将来必要となる年金原資(積立金)を準備する制度です。将来受け取る年金額は確定していますが、掛金額は変動する可能性があります。確定給付企業年金には基金型と規約型があります。基金型は企業とは独立した法人(企業年金基金)を設立し、掛金の管理・運用・給付を行います。規約型は事業主と信託会社・生命保険会社等が契約を結び、母体企業の外で掛金の管理・運用・給付を行います。当基金(西日本電気工事企業年金基金)は基金型のDB(確定給付企業年金)です。


iDeCoの加入者、加入ご検討中の皆さまへ

令和4(2022)年10月から

企業型DCの加入者がiDeCoを利用しやすくなります

2022年10月以降

- ▶ iDeCoに加入できなかった**企業型DC加入者の方もiDeCoに加入できるようになります。**
- ▶ iDeCoの掛金額は、各月の企業型DCの事業主掛金額と合算して月額5.5万円（確定給付型の他制度※にも加入する場合は、月額2.75万円）を超えることはできません。
※ 確定給付企業年金（DB）、厚生年金基金、私立学校教職員共済制度、石炭鉱業年金基金
- ▶ 以下の①②が要件です。
①掛金（企業型DCの事業主掛金・iDeCo）が各月拠出であること
②企業型DCのマッチング拠出（加入者掛金拠出）を利用していないこと

	企業型DCのみに加入する場合	企業型DCと確定給付型の他制度に加入する場合
 iDeCoの掛金額	月額5.5万円 －各月の企業型DCの事業主掛金額 ※iDeCoの拠出限度額の上限は2万円	月額2.75万円 －各月の企業型DCの事業主掛金額 ※iDeCoの拠出限度額の上限は1.2万円

例：企業型DCのみに加入していて、企業型DCの事業主掛金額が3万円の場合
月額5.5万円－3万円(企業型DCの事業主掛金額)＝2.5万円 (iDeCoの拠出限度額は2万円)

令和6(2024)年12月から

iDeCoの拠出限度額が変わります（確定給付型に加入する場合）

2024年12月以降

- ▶ 確定給付型の他制度に加入する場合（公務員を含む）のiDeCoの拠出限度額が**1.2万円から2万円に引き上げられます。**
- ▶ iDeCoの掛金額は、各月の企業型DCの事業主掛金額と確定給付型ごとの他制度掛金相当額（公務員の場合は共済掛金相当額）と合算して月額5.5万円を超えることはできません。

	企業型DCと確定給付型の他制度に加入する場合
iDeCoの掛金額	月額5.5万円－(各月の企業型DCの事業主掛金額＋他制度掛金相当額) ※iDeCoの拠出限度額の上限は2万円

- 例：① 企業型DCと確定給付型の他制度に加入していて、各月の掛金額を合算した額が4万円の場合
月額5.5万円－4万円(企業型DCの事業主掛金額＋他制度掛金相当額)＝1.5万円 (iDeCoの拠出限度額は1.5万円)
- ② 確定給付型の他制度のみに加入していて、各月の他制度掛金相当額が2万円の場合
月額5.5万円－2万円(他制度掛金相当額)＝3.5万円 (iDeCoの拠出限度額は2万円)

ご注意ください

- 実際に拠出できるiDeCoの掛金額は、企業型DCの事業主掛金額と確定給付型ごとの他制度掛金相当額で決まります。
既にiDeCoに加入されている方でも、企業型DCの事業主掛金額と他制度掛金相当額によってはiDeCoの掛金の最低額（月額5千円）を下回り、掛金を拠出できなくなる可能性があります。
※iDeCoの掛金を拠出できなくなった場合の取り扱いや他制度掛金相当額の概要は、こちらのQRコードからご確認ください。
- 企業型DCの事業主掛金額については、企業型記録関連運営管理機関（企業型RK）の加入者専用サイトでご確認ください。他制度掛金相当額については、事業主にご確認ください。



厚生労働省ウェブサイト
(2020年の制度改正/2024年12月版)